

愛犬の散歩をする ときのルール



○フンは必ず持ち帰ります

お散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

こころない飼い主により繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰っているのに出来心でしてしまったフンの放置も、される側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が地域で嫌われる原因となります。

★公共の場所又は他人の土地に愛犬のフンを埋めるのは、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

○電柱などにしたオシッコは水で流します

トイレはお散歩前に家の中で済ませましょう。

もし、電柱や他人の家の壁などにオシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主としてのマナーです。

こんなきまりが
あります！

＜埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例＞
(飼い主の遵守事項)

第六条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～三省略

四 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。

五、六省略

七 **公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。**

○犬をリードでつなぎます

埼玉県の条例により原則として犬を放すことは禁止されています。

よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手」、「犬が怖い」と思う人がいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ってお散歩することが大切です。

こんなきまりが
あります！

＜埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例＞
(犬の飼い主の遵守事項)

第七条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合

ロ 犬を制御できる者が、**人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所**及び方法で訓練する場合

ハ 犬を制御できる者が、**綱若しくは鎖で確実に保持し、移動させ、又は運動させる場合**

ニ その他規則で定める場合

～以下省略～

★いろいろな人が自由に利用できる**公園や河川敷**等は、「人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所」では**ありません！！**

埼玉県

